

# 大島集落で 地域おこし協力隊が活動！

～集落活性化へ前田さんに委嘱状交付～

4月から地域おこし協力隊として齋藤知幸隊員が観光振興分野で活動し、村の魅力を発信するイベントを企画し活躍しているところです。

さらにこの度、大島集落で募集を行つていました隊員が決定し、12月1日委嘱状が交付され、活動を開始しましたので紹介します。

新しく村で活動してくれるのは、前田里枝隊員です。活動は、大島集落での農産物直売所「女女好子（めめよし）」の拡大や地域の茶の間の運営が計画されています。地域おこし協力隊は、なんでも屋ではありません。これから集落と具体的な内容を相談して活動を開始していきます。

都市部から、関川村を選んできてくれた前田さんに1日も早く村を知つてもらえるようにご協力ください。

今後も広報せきかわでは、協力隊の活動を紹介していく

▲委嘱状を受ける前田さん



まえだりえ  
(氏名) 前田里枝  
(転入先) 大島

## 協力隊プロフィール

このたび大島地区の地域おこし協力隊として茨城県鹿嶋市からやつてきました前田里枝です。歴史と音楽が大好きです。

雪のある生活が初めてで村のことにも分からぬ事だらけなのでいろいろ教えて頂けたら嬉しいです。これからよろしくお願ひします。

今まで薦職人や介護職、外国人実習生の受け入れ業務など様々な仕事をしてきました。事情がありずつと一つの仕事をやりきることは叶いませんでしたが、様々な事を体験した経験を活かして地域の方々が樂しく、元気に生活していけるお手伝いが出来たらいいなと思っています。

また、小学1年生の一人娘に記憶に残るふるさとを残してあげたいという思いがあり、大人になった娘が関川村を思い出すときには雄大な自然とそこに住む人々の元気な笑顔や優しさ・・・故郷が良い村だなと思つてもらえるように地域の方と相談しながらやつていきたいと思います。

## 東京オリンピック・パラリンピック選手村へ 関川村が木材を無償提供！

関川村が木材を無償提供！

村は、2020年東京オ

リンピック・パラリンピッ

ク選手村の交流スペースと

なる「ビレッジプラザ」の

建設で木材を無償提供する

自治体を募集する「日本の

木材活用リレー～みんなで

作る選手村ビレッジプラザ

～プロジェクトに応募し

ました。

全国から63の自治体が応募し、新潟県からは、県と当村を含めた7市町村（柏崎市、十日町市、村上市、糸魚川市、上越市、湯沢町）

が事業協力者として決定さ

れ、11月24日、東京都内で感謝状が贈呈されました。

当村の提供予定数量は15

m<sup>3</sup>で、平成31年4月頃に森

林組合を通じて木材を納入

する予定。関川村産の杉が

東京オリンピック・パラリ

ンピックの選手村の建築資

材として使われることにな

ります。

また、オリンピック終了後には、ビレッジプラザは解体され、部材は村へ返却されます。返却された部材については、公共施設等で有効活用する予定です。



日本の木材活用リレー  
～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～

関川村

感謝状

貴自治体は

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
選手村ビレッジプラザの整備にあたり  
木材を提供する標記プロジェクトに応募されました

貴自治体を事業協力者として決定するとともに  
本プロジェクトへのご協力に対し  
本件を贈り深く感謝の意を表します

2017年11月24日  
公益財團法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

麦在社

# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

## Vol.1 セルフメディケーション税制に伴う証明発行について

平成29年分の確定申告から、医療費控除の特例として、「セルフメディケーション税制」（※）の適用を受けることができます。

※セルフメディケーション税制とは…平成29年1月1日から平成33年12月31日の間にスイッチOTC医薬品（医師から処方される医療用医薬品から、薬局やドラッグストアで購入できるように転用された医薬品）を年間12,000円以上購入した場合、その超える分の金額（上限88,000円）について、所得控除を受けることができる制度です。詳しい内容は税務会計課にお尋ねください。

### ○申告の際に添付する証明について

制度の適用を受けるには、その年に健康の維持増進及び疾病の予防に向けた一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の添付または提示が必要です。（例：インフルエンザの予防接種や健康診断、がん検診等の領収証や結果通知表）

後期高齢者健康診査を受診した方で、結果通知表に「新潟県後期高齢者医療広域連合」の記載のある場合は、申告の際に添付する一定の取り組みの証明書になります。

### ○後期高齢者健康診査を受診した方の証明書の発行について

制度の適用を受けたい方で、健康診査の結果通知表を紛失した場合等、後期高齢者健康診査を受診した証明が必要な方は、新潟県後期高齢者医療広域連合で証明書を発行します。ご希望の方は、証明依頼書に必要事項を記入の上、押印したものを住民福祉課に提出または広域連合あてに郵送してください。証明依頼書は住民福祉課窓口または広域連合ホームページからダウンロードできます。



ご注意ください！

証明書は広域連合からご自宅に郵送します。お手元に届くまでに2週間ほどかかる場合がありますので、余裕を持って申請してください。



### ○申請に必要なもの：はんこ、保険証

### ○証明書発行に関するお問い合わせ

新潟県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画係 電話 025-285-3221  
(郵送先) 〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階  
役場 住民福祉課 福祉保険班 電話 64-1471

### ○申告の内容等に関するお問い合わせ

役場 税務会計課 税務班 電話 64-1451